

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
6月10日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………一

水上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定に関する告示の一部改正
(河川課)……………三

浸水想定区域の指定(河川課)……………三

道路の位置の指定(建築指導課)……………三

公告

一般競争入札の実施(学事文書課)……………三

契約の締結(税務課)……………五

一般競争入札の実施(物品管理課)……………五

教委公告

契約の締結……………七

公安委告示

指定講習機関の変更の届出……………七

監査告示

外部監査人の補助者の氏名等……………七



山口県告示第三百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年六月十日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年六月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 武田薬品工業株式会社
住 所 大阪市中央区道修町四丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 武田薬品工業株式会社光工場
所在地 光市大字光井四七二〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (N _m ³ /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 隔 隔 日
一三一イ	二五、〇三八	平成一七、 七、一	平成一七、 九、一五	平成一七、 九、一七	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「一三一イ」とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第二第十三号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設をいう。

排 水 口	通	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	排出水の一日当たりの量 (m ³)
	常	最大	最大	最大	最大	最大	最大	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

種 類	項 目	汚 水		等 の		汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
		通	常	最	大	通	常		最
酸 化 中 和 槽	処理後	"	八	"	一〇・六	"	二二・八	"	七、一〇五
	処理前	"	七・八	"	一四・二	"	一八・八	"	七、一〇五
ク ラ リ フ ア イ ヤ ー (二基)	処理後	"	"	"	二二・九	"	"	"	"
	処理前	"	六	"	一三・六	"	一四・三	"	一一五・七

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 節 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
"	"	七・一〇五	酸化・中和	"	"	"	"	"	"

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水		等 の		汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
	通	常	最	大	通	常		最
一三―イ	八	七・八	一〇・六	一四・二	二二・八	二二・八	一一・九	七二〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口
"	七・九
"	八・五
六・六	一四・二
一一・一	四四・八
"	二・八
"	五・七
一〇・七	九・三
一六・三	一四
〇・七八	〇・三七
一・二	〇・五六
"	一〇
一一・四〇	二七・九三
一一〇・〇〇〇	二六・八〇

山口県告示第三百五十号

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定に関する告示（昭和五十五年山口県告示第六百五十号）の一部を次のように改正する。

平成十七年六月十日

山口県知事 二井 関 成

「、小野田市」を削り、「久賀町、大島町、東和町、橋町」を「山陽小野田市、周防大島町」に改め、「、大島町」、「、楠町、山陽町、菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町」及び「、三隅町、日置町、油谷町、川上村」を削り、「、田万川町、阿東町、むつみ村、須佐町、旭村及び福栄村」を「及び阿東町」に改める。

山口県告示第三百五十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所において閲覧に供する。

平成十七年六月十日

山口県知事 二井 関 成

厚東川	厚東川水系	厚東川ダム	河口
名河川称の	上	区	間
	流	端	下流端

山口県告示第三百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成十七年六月十日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市潮音町六丁目二七五の二、二七五の八、二七五の九及び二七五の一〇	四・〇～六・三	六六・七	三六六・六八
下松市瑞穂町二丁目六六五の一	四・〇	四六・五	一九〇・八二
下松市美里町四丁目九三九の九	五・〇～八・〇	一八・九	一〇八・二八



(三二九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年六月十日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

学生情報管理システム 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成十七年十月一日から平成二十二年九月三十日までの間

(四) 使用場所

山口県立大学

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十五年山口県告示第三百二十八号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十九号)に基づき資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 地方公共団体、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。))が設置する大学に一旦掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市桜島三丁目一番一号 山口県立大学教務部教務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立大学教務部教務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立大学教務部教務課

(三) 受領期限

平成十七年七月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十七年七月二十二日午後三時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市桜島三丁目一番一号 山口県立大学本館大会議室

(二) 日時

平成十七年七月二十二日午後三時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立大学長 岩田 啓靖

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県立大学教務部教務課(電話〇八三一九二八―五六三七)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Prefectural University
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of student's information management system
- (3) Use Term: From October 1, 2005 to September 30, 2010
- (4) Use place: Yamaguchi Prefectural University
- (5) Section in charge of procurement and contract point for the notice: Academic Affairs, Yamaguchi Prefectural University (Tel: 083-928-5637)
- (6) Time-limit for tender: 5: 15 P.M. July 21, 2005
(In case of bringing a tender: 3: 00 P.M. July 22, 2005)

(三三〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年六月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
岩国県税事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 百九十七万四千キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十七年三月二十九日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号
- 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)
三千三百四十四万四千九百七十六円
- 七 入札公告日
平成十七年二月四日

八 その他

- (一) 契約担当者
岩国県税事務所長 山崎 英一
- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格

(三三一) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十七年六月十日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

- (一) 次に掲げる物品の購入
物品の名称及び数量
財務会計システム 一式
- (二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十八年三月三十一日
- (四) 納入場所
山口県立大学
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
(三) 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査

- 申請の時期及び方法等に関する告示(平成十五年山口県告示第三百二十八号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十七年山口県告示第五十九号)に基づき資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 地方公共団体、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。))が設置する大学に一旦掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県出納局物品管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
山口県出納局物品管理課
- (三) 受領期限
平成十七年七月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十七年七月二十二日午前十一時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課入札室
- (二) 日時
平成十七年七月二十二日午前十一時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県出納局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
(1) Section in charge of contract: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
(2) Nature and quantity of the products to be purchased: A set of accounting system
(3) Delivery period: March 31, 2006
(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural University
(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 21, 2005
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. July 22, 2005)



公告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年六月十日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する麻かひの名称及び所在地
山口県教育研修所 山口市大字秋穂二島一〇六二
 - 二 落札に係る物品の名称及び数量
教育用ネットワークシステム機器 一式
 - 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
平成十七年五月十一日
 - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二二号
 - 六 落札金額
四百三十四万七千円
 - 七 入札公告日
平成十七年三月二十九日
 - 八 その他
- (一) 契約担当者
山口県教育研修所長 熊崎 歳介
- (二) 調達方法
借入れ
- (三) 落札方式
最低価格



山口県公安委員会告示第三十六号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更の届出があった。

平成十七年六月十日

山口県公安委員会

指定講習機関の名称	変更事項		変更内容
	代表者	変更後	
財団法人交通安全事業普及協会	中谷 伸	齊藤 義一	



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成十七年六月十日

山口県監査委員

氏名	住所	期間
神田忠二郎	下松市清瀬町三丁目九番七号	平成十七年六月十日から平成十八年三月三十一日まで
水谷 芳昭	旗岡五丁目六番一七号	
小田 正幸	周南市大字久米三五九の三	
田中 博之	下関市形山みどり町六番六号	
中田 麻美	熊毛郡田布施町大字下田布施三三〇の三〇	

平成十七年六月十日印刷
平成十七年六月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）